

第1号訪問事業所 様
 第1号通所事業所 様
 居宅介護支援事業所 様
 地域包括支援センター 様

高槻市健康福祉部
 長 寿 介 護 課 長

高槻市介護予防・生活支援サービス事業における各種加算等の導入について（通知）

平素は、本市高齢者福祉・介護保険行政にご協力いただき、誠に有難うございます。

さて、介護保険法改正に伴い改正された地域支援事業実施要綱（平成30年10月1日施行）により、介護予防・生活支援サービス事業における従来相当サービスでは、「国が定める単価」において各種加算等が設定されましたので、本市における介護予防・生活支援サービス事業の各種サービスにおいても、平成30年10月より以下のとおり各種加算等を創設することとします。また、生活援助訪問サービスについては、利用者への初回対応を丁寧に行い、適正な利用者の状態把握のもとで、適切なサービス提供が行われることを目的にした「初回加算」を創設しますので、介護予防・生活支援サービス事業に係る要綱およびサービスコードを一部改正いたします。長寿介護課のホームページにも掲載しますのでご確認ください。よろしくお願いたします。

なお、新しく創設された各種加算の届出手続きについては福祉指導課へお問い合わせください。

記

1 改正内容

サービス種類	項目	変更前	変更後	
訪問型サービス	介護予防訪問サービス	①基本報酬	【変更なし】	【変更なし】
		②生活機能向上連携加算	100単位/月	I：100単位/月（新設） II：200単位/月（拡充）
		③同一建物減算（建物の範囲）	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る	制限なし
	生活援助訪問サービス	①基本報酬	【変更なし】	【変更なし】
		②初回加算	—	100単位（新設） ※初回加算を算定した回の利用者負担額は 350円/回（1割負担者） 530円/回（2割負担者） 800円/回（3割負担者）
		③栄養改善加算（算定の要件）	管理栄養士1名以上の配置	当該事業所の職員として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上確保 【単位数に変更なし】
通所型サービス	介護予防通所サービス	①基本報酬	【変更なし】	【変更なし】
		②生活機能向上連携加算	—	200単位/月（新設） ※運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月
		④栄養スクリーニング加算	—	5単位/回（新設） ※6月に1回を限度とする
		短時間通所サービス	①基本報酬	【変更なし】

※共生型訪問サービス及び共生型通所サービスは、それぞれ介護予防訪問サービス、介護予防通所サービスに準ずるものとします。

2 添付資料

- ・高槻市介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表（平成30年10月施行版）

以上

高槻市 健康福祉部 長寿介護課 総合事業・体制整備チーム 井上・梶田 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 TEL : 072-674-7167 / FAX : 072-674-7183
--